

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

豊橋市長 様

（郵便番号）
住 所

氏 名 印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて
届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(引取業者用 前面)

誓 約 書

平成 年 月 日

豊橋市長 様

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 使用済自動車再資源化法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが使用済自動車再資源化法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 使用済自動車再資源化法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止を期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から6までのいずれかに該当する者があるもの

